

＼お子さんのいるご家庭へ／

**離婚のときに考えること
子どもの成長と気持ちのために**

～養育費と親子交流～

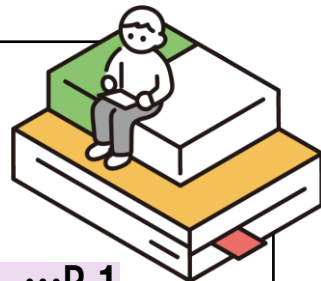


大津市

令和7年度版

離婚は、人生の大きな出来事です。負担も大きい中ですが、お子さんがいる場合は、子どもにとっても、大きな影響がある出来事です。

子どもが、親の離婚を乗り越えて、成長していくために、親として、子どもの気持ちを第一に考えながら、子どものための条件や離婚後のことを取り決めていきましょう。そのときの参考に、このパンフレットをご利用ください。



～ 目 次 ～

・離婚届を出す前にチェックしてみましょう …P.1

離婚届を出す前に…

・お子さんの気持ちを考えてみましょう …P.2

子どもの気持ち

子どもの年齢に応じた接し方

・養育費と親子交流について知りたい …P.7

養育費とは？

親子交流とは？

・合意書を作成してみましょう …P.10

子どもの養育に関する合意書

・離婚や養育費について相談したい …P.14

法律相談

養育費確保に向けた支援

・生活や子育てについて相談したい …P.15

ひとり親家庭の支援

相談窓口

【ご相談・お問い合わせ】

大津市役所 子育て支援給付課／大津市母子家庭等就業・自立支援センター

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 TEL 528-2686／522-0220

まずはチェックしてみましょう

離婚届を出す前に・・・

- 離婚の気持ちは変わりませんか。
- ↓
- 未成年の子どもがいますか。
- ↓
- 子どものために取り決めるべきことは、決めましたか。
- ↓
- 子どものための条件を決めるときは、子どもの気持ちを第一に考えましたか。

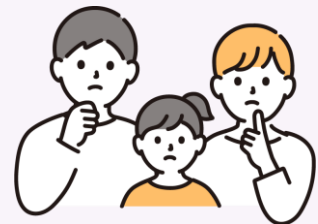


☆あなたご自身が健康に生活されることが、子どもの安全・安心につながります。

☆あなたの選択した人生を、いきいきと生きることが大切であり、そのための離婚であることが望ましいことです。

☆生活などでつらいことがあれば、ご相談ください。

★DVや虐待などがある場合は、あなたやお子さんの安全を守るために特別な配慮が必要です。すぐに関係機関に相談してください。



子どもの不安を少しでも取り除くために、次のようなことが大切だと言われています。一度、チェックしてみませんか。

- 子どもの前で、相手のことを悪く言ったりしない。
- 子どもに、「離婚はあなたのせいではない」と伝える。
- 子どもの気持ちや言いたいことを、きちんと聞く。
- 生活の上で大きな変更は、あらかじめ子どもに伝える。
- 子どもの年齢や気持ちに配慮する。
- 子どもと一緒に過ごす時間をもつ。
- 子どもの成長に関心を向ける。

子どもの気持ちを考えてみましょう

子どもの気持ち

※ここに書かれているのは、あくまで参考です。

子どものその時の状況や個性をみながら対応してください。

1 「子どもの前で、けんかをしない」



離婚のことを決めるとき…

- ・ 子どもの前で、けんかをしない。相手のことを悪く言わない。

→ 子どもにとってはどちらも同じ大切な親、離婚と子どもの養育は切り離して考えてみましょう。

子どもは、自分の親を悪く言われていると自分のことを肯定できなくなることがあります。

- ・ 子どもに「離婚してもいい?」とか「どっちが正しいと思う?」などの質問はしない。

→ 離婚はあなたの人生の選択です。子どもの気持ちを聞くときも、辛い選択をさせることは避けましょう。

2 「離婚はあなたのせいじゃない」



離婚のことを伝えるとき…

- ・離婚は子どもが原因ではないことを伝える。
- ・子どもの話(気持ち)をゆっくり、何度でも聞く。子どもが小さくても同じ。
- ・子どもが自分の気持ちを表現できる場面を作る。
- ・大きな生活の変化は子どもに伝える。

→ 子どもに離婚のことを伝えるときには、年齢に応じた伝え方で、本当のことを伝え、心の準備ができるようにしましょう。たとえ、小さい子どもであっても、大人が思っているより、親が真剣に話してくれたことを理解します。

→ 離婚後も、お母さん、お父さんは、あなたを大切に思い、育てていくこと、必要なときにはそばにいることを伝える。子どもの視点から離婚を考える。

「子どもへの愛情は、言葉やスキンシップで伝えましょう」

3 「養育費ってなぜいるの？」

養育費がないと…

- ・生活費の不足から、子どもが十分な食事をとれないことがあります。
- ・経済的な理由で進学をあきらめることがあります。仲間の輪に入りにくいことがあります。
- ・一緒に暮らす親が生活費のために無理をしていることがあります。
- ・養育費を払ってくれない＝子どもは「自分のことはどうでもいいの?」と感じます。

→ 離婚しても子どもの養育には責任があります。子どもの成長に責任をもち、子どもの成長のため、子どもが離れている親の愛情を感じられるためにも、養育費は支払いましょう、受け取りましょう。

詳しくはP.8へ



4 「やっぱり会いたい～親子交流」



- ・離れて暮らしている親も、子どもに会いたい。
- ・子どもも離れて暮らす親に会いたい。
- ・年齢に応じて相談したり、遊んだりしたい。
- ・会ったときには相手のことを悪く言わない。
- ・会えないときは写真や手紙、SNSなどを使って成長の様子を知らせることもできる。

→ 親が、たくさん話を聞いて、話してくれると、子どもは自分が愛されていることを実感できます。
お互いに協力的であれば、子どもは安心して会うことができます。

「親子交流は、子どもの気持ちや安全が第一です」

詳しくはP.9へ

5 「うちの子は大丈夫」

うちの子はわかってきているから大丈夫？

- ・表に出さないだけで、本当はつらいのかも。
- ・親が悲しむので、本当の気持ちは言わないのかも。

→ うちの子はわかってきていると考えず、話す機会をつくりましょう。
学校が変わること、友達と離れることについてなど、子どもの気持ちを聞きましょう。



子どもの年齢に応じた接し方



1 乳幼児期の子どもたちには？

子どもは幼いほど、まわりの緊張した雰囲気に敏感です。お母さんとお父さんが子どもの前でけんかをしたりすると、子どもは怖くなったり、不安になったりします。お父さん、お母さんは、ご自身のストレスや怒り、気持ちの落ち込みがあっても、それによって子どもの方に気持ちが回らなくなることのないよう、**ご自身の情緒の安定をはかる**ようにしましょう。

また、子どもに対しては、スキンシップをたくさんすることで、**十分な関心と愛情を示してあげ**ましょう。

2 就学前後の子どもたちには？

親の離婚に伴って、子どもの苗字が変わることがあります。特に就学前後の場合、どのタイミングで苗字が変わるのが、**子どもに一番負担にならないか**を考えましょう。

名前が変わることの意味がわかってくる年頃なので、保育園・幼稚園・学校などとも必要があれば相談してみましょう。対応してもらえることがあります。

3 思春期の子どもたちには？

思春期には情緒が不安定になることが多くみられます。

父母の離婚に対して、反抗したり、憂鬱になったり、孤独を感じたり、時には成績が下がったり、登校拒否や家出などをすることもあります。逆に親の代わりをしようとしていたり優等生になったり、家事にも責任をもつなど「背伸び」をする子どももいます。**いろいろな子どもの変化をしっかりと受け止め**ましょう。

子どもがあなたを攻撃することがあっても、すぐに反論するのではなく、まず子どもの話を聞いてください。子どもには子どもなりの言い分や考えがあります。それをよい機会ととらえ、事情に応じて、子どもに謝ることも必要かもしれません。

離婚後の生活設計を決めるときには、**子どもも参加して一緒に考え、子どもの意見を取り入れる**など、子どもが自分を「離婚の被害者」であると感じてしまわないような配慮もしてあげてください。

離婚のときに養育費を支払わない、受け取らない気持ちは、 次のようなものではないですか？

【支払わない理由】

- 一緒に住んでいないのだから、払う必要はない
- 会えないなら、払わない
- 養育費を払うほど収入がない、払う気持ちがない
- 再婚して、新しい家庭ができたので、払わない

【受け取らない理由】

- 相手とは関わりたくないから、養育費もいらない
- 相手から払わないと言われた、お金がないと言われたので仕方ない
- 子どもに会わせたくないから、養育費はもらわない



本当にこれでいいのでしょうか？

養育費は、法律上支払うべきものとされています。

離婚は、お互いに大きな負担があります。

現実には、さまざまな事情で、今後のことを決められない方もおられるでしょう。

すぐには取り決めが無理な方も、必要となった場合は、取り決めなおすことができます。



～養育費と親子交流～

養育費の分担と親子交流について取り決める

子どもの成長のために、離婚の際に親が話し合っておくべきことに、「養育費の分担」と「親子交流」があります。

「養育費」は子どもの生活を支えるもの、「親子交流」は子どもの健やかな成長を願って行うもので、どちらも子どもにとって必要なものです。

可能であれば、「子どもの養育に関する合意書」を作成してみましょう。

合意書は、現在だけでなく将来にわたって、子どものために何をしていくのかを、互いに確認し合うものです。お互いに納得した結論にしましょう。無理のない内容にしましょう。自然な気持ちで、誠実に実行しましょう。

また、「公正証書」の形で取り決めを残しておく方法もあります。公証役場に行つて自分たちで決めたことを公証人に証明してもらいます。公正証書があれば、取り決めたことが実施されないときに**強制執行**の手続きを取ることができます。

民法では、協議離婚の際に定めるべき事項に「養育費の分担」と「親子交流」があること、その取り決めをするときは、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」ことが明記されています。

また、令和2年の民事執行法等の一部改正で、債務者の財産開示手続の見直し、第三者からの情報取得手続の新設がありました。

※ DVや虐待などがある場合は、あなたやお子さんの安全を守るために特別な配慮が必要です。すぐに関係機関に相談してください。

養育費とは？

養育費とは、親のためではなく、子どものためのものです。

子どもを監護・教育するために必要な費用で、一般的にいえば、未成熟子(経済的・社会的に自立していない子)が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などです。

親として、子どもの生活を保障し、心の成長を支えることは、当然の責任です。養育費の負担は、子に対する法律上の義務であり、別れて暮らす親と子を結ぶ絆であり、親子である証になるものです。

大津市では養育費確保のための支援を行っており、養育費に関する公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用などを補助しています。(事前相談が必要)



☆参考1 養育費は他の費用と別に考えることをお勧めします。

例えば、住宅ローンが養育費がわり、と決めるのではなく、養育費のことは養育費として金額を決め、住宅ローンのことは別に考えます。

お金のやりとりの方法として、差し引きしてやりとりすることもあります。養育費は別に金額などを決めておく方がいいでしょう。



親子交流とは？

離婚後あるいは別居中に、**別れて暮らす親子が定期的、継続的に**会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することを「親子交流」といいます。

両親は離婚して他人になっても、子どもにとって親は、共にかげがえのない存在です。子どもは、口に出さなくても、心の底では両方の親から愛されたいと願っているのです。養育費が別れて暮らす子への経済的支援だとすれば、親子交流は、精神的支援であり、いずれも親と子の絆を強めるものです。子どもの成長にとっても大きな力になるでしょう。

父母は子の成長のために、より良い親子交流を実現するように**協力する必要があります**。お互いに、十分納得した取り決めをするべきでしょう。

☆参考2 養育費と親子交流は別に考えましょう。

「養育費を払わないなら親子交流はさせない」といった、交渉に使うべきではありません。親と離れて暮らさなければならなくなったのに、会うことすらできなくなるのは、離れて暮らす親に会いたいと思う子どもにとってはつらいことです。

子どもが会いたいと思い、子どもの福祉に反しない限りは、親子交流は続けましょう。直接会わせることが難しいような事情がある場合には、写真を送ったり、メール、手紙などで様子を知らせたりする方法もあります。



「子どもの養育に関する合意書」の作成

子どもの養育に関する合意書



※「養育費」と「親子交流」についての詳細や、「子どもの養育に関する合意書」の作成、Q&Aについて、法務省ホームページに詳しいパンフレットの掲載があります。

法務省『こどもの養育に関する

合意書作成の手引きとQ&A』はこちら



「子どもの養育に関する合意書」は父母お互いが約束事を証明する文書で、双方が署名することにより2人の中での契約書となります。

2通作成し、双方で1通ずつ保管してください。なお、市に提出していただくものではありません。

★合意書を作成しなくても、離婚届は受理されます。

★合意書のみでは、差し押さえ等はできませんが、調停・裁判・公正証書作成などの際の重要な資料として活用できます。

★この参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要と考えられる事項を記載しているものです。

双方がお子さんの立場に立って、状況に応じて充実した内容を取り決めてください。

★合意書作成後、お互いに住所や勤務先、勤務地、連絡先が変わった場合には、知らせあうようにしましょう。

(約束として特記事項に記載しておきましょう。)

★弁護士に相談したいときには…

滋賀弁護士会、法テラス滋賀、市の無料弁護士相談など

(P.16の相談窓口を参照してください)



※合意書の例は、P.12、P.13をご覧ください。

1 親権

親権は、親が子を監護養育する権利と義務で、離婚後は、父母の一方が親権者となります。未成年の子がいる夫婦の離婚では、離婚届を提出する際、子それぞれの親権者を決める必要があります。子どもの幸せと安定的な生活を優先して考えましょう。

2 養育費

親権者を決めるのと並行して、養育費についてを具体的に決めておきましょう。養育費は、子どものためのものです。子どもと離れて暮らす親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと決めておきましょう。

(1)養育費の額

父母で話し合っただけですが、折り合いがつかない場合は、東京・大阪養育費等研究会が策定した「**養育費算定表**」が参考になります。



養育費算定表

(2)養育費の支払時期

支払いの時期を決めてください。毎月決めた日までに支払いましょう。

(3)養育費の支払期間

支払いの始期と終期を決めておきましょう。

(4)養育費の支払方法

支払方法(口座振込など)を決めておきましょう。複数の子どもがいる場合は、それぞれについて決めておくといよいでしょう。

(5)その他

定額の養育費とは別に、入学金や大学等の授業料、医療費などの臨時的な費用負担等についても決めておくといよいでしょう。

3 親子交流

親子交流は、子どものためのものです。子どもにとってどのような親子交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

(1)交流の頻度と方法

週または月に何回、何時間会うのか、宿泊が伴うのか決めましょう。実際に面会する以外にも手紙や電話、ビデオ通話などで交流することもできます。

(2)交流の場所

交流する場所を決めておきましょう。また、待ち合わせ場所も決めておくことが望ましいでしょう。

(3)父母との連絡方法

連絡方法を具体的に決めておくことが望ましいでしょう。

(4)その他の特記事項

事情が変わった場合は再度協議することや、誕生日のプレゼントや交通費等の費用負担などについても決めておくことが望ましいでしょう。

子どもの養育に関する合意書

1. 親権

子どもの親権については以下のとおりとします。

	名前	性別	生年月日	親権者
第1子	ふりがな	男・女	年 月 日生	父・母
第2子	ふりがな	男・女	年 月 日生	父・母
第3子	ふりがな	男・女	年 月 日生	父・母

2. 養育費

[父・母]は[父・母]に対して、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的事情が変更した場合には、協議の上変更することとします。

	養育費の額	養育費の支払期限	養育費の支払期間	
			いつから	いつまで
第1子	月額 円	<input type="checkbox"/> 毎月 () 日まで <input type="checkbox"/> () まで	<input type="checkbox"/> この取り決めから <input type="checkbox"/> () から	<input type="checkbox"/> 満 () 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> () 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> () まで
第2子	月額 円	<input type="checkbox"/> 毎月 () 日まで <input type="checkbox"/> () まで	<input type="checkbox"/> この取り決めから <input type="checkbox"/> () から	<input type="checkbox"/> 満 () 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> () 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> () まで
第3子	月額 円	<input type="checkbox"/> 毎月 () 日まで <input type="checkbox"/> () まで	<input type="checkbox"/> この取り決めから <input type="checkbox"/> () から	<input type="checkbox"/> 満 () 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> () 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> () まで

その他（入学・進学・習い事・入院や手術にかかる費用等の負担について）

養育費の支払方法（口座振込の場合にかかる手数料は、支払者が負担します。）

	第1子	第2子	第3子
口座振込	金融機関名	金融機関名	金融機関名
	本・支店名	本・支店名	本・支店名
	口座の種類 普通 その他 ()	口座の種類 普通 その他 ()	口座の種類 普通 その他 ()
	口座の番号	口座の番号	口座の番号
	口座の名義	口座の名義	口座の名義

その他

3. 親子交流

子どもの親子交流（離れて暮らす父や母が子どもと定期的・継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること）については、以下のとおりとします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母との連絡方法
<input type="checkbox"/> 子どもが望むときいつでも <input type="checkbox"/> () 週間に () 回程度 日帰り () 時間程度 宿泊 () 泊程度 <input type="checkbox"/> () ヶ月に () 回程度 日帰り () 時間程度 宿泊 () 泊程度 <input type="checkbox"/> 手紙や電話など ()	<input type="checkbox"/> 公園・近隣施設など <input type="checkbox"/> 面会する親の自宅 <input type="checkbox"/> その都度協議 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> () を通じて <input type="checkbox"/> その他 ()
その他特記事項		

子どもの養育について、以上のとおり合意します。

年 月 日

父

氏名	印	電話 ()
		メール ()
		緊急連絡先 ()
住所	〒	

母

氏名	印	電話 ()
		メール ()
		緊急連絡先 ()
住所	〒	

子どもの養育に関する合意書 (記入例)

1. 親権

子どもの親権については以下のとおりとします。

	名前	性別	生年月日	親権者
第1子	ふりがな おおつ たろう 大津 太郎	男・女 男 ・女	平成28年 6月 20日生	父・ 母
第2子	ふりがな おおつ さくら 大津 さくら	男・女 男・ 女	平成30年 4月 10日生	父・ 母
第3子	ふりがな おおつ すみれ 大津 すみれ	男・女 男・ 女	令和 2年 2月 1日生	父・ 母

2. 養育費

[父・母]は[父・母]に対して、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的事情が変更した場合には、協議の上変更することとします。

	養育費の額	養育費の支払期限	養育費の支払期間	
			いつから	いつまで
第1子	月額 20,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 (25) 日まで <input type="checkbox"/> () 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めから <input type="checkbox"/> () から	<input checked="" type="checkbox"/> 満 (20) 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> () 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> () まで <input type="checkbox"/> () まで
第2子	月額 20,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 (25) 日まで <input type="checkbox"/> () 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めから <input type="checkbox"/> () から	<input checked="" type="checkbox"/> 満 (20) 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> () 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> () まで <input type="checkbox"/> () まで
第3子	月額 20,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 (25) 日まで <input type="checkbox"/> () 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めから <input type="checkbox"/> () から	<input checked="" type="checkbox"/> 満 (20) 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> () 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> () まで <input type="checkbox"/> () まで

その他 (入学・進学・習い事・入院や手術にかかる費用等の負担について)

- ・小学校への入学には祝金として、10万円を支払う。その後の進学については、双方協議する。
- ・入院・手術に要する医療費は、双方が半額ずつ負担する。

養育費の支払方法 (口座振込の場合にかかる手数料は、支払者が負担します。)

	第1子	第2子	第3子
口座振込	金融機関名 大津銀行	金融機関名 大津銀行	金融機関名 大津銀行
	本・支店名 市役所支店	本・支店名 市役所支店	本・支店名 市役所支店
	口座の種類 普通 その他 ()	口座の種類 普通 その他 ()	口座の種類 普通 その他 ()
	口座の番号 12345	口座の番号 12345	口座の番号 12345
	口座の名義 オオツ ハナコ	口座の名義 オオツ ハナコ	口座の名義 オオツ ハナコ

その他

3. 親子交流

子どもの親子交流 (離れて暮らす父や母が子どもと定期的・継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること) については、以下のとおりとします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母との連絡方法
<input type="checkbox"/> 子どもが望むときいつでも <input checked="" type="checkbox"/> (1) 週間に (1) 回程度 日帰り (3) 時間程度 宿泊 () 泊程度 <input checked="" type="checkbox"/> (6) ヶ月に (1) 回程度 日帰り () 時間程度 宿泊 (2) 泊程度 <input type="checkbox"/> 手紙や電話など ()	<input checked="" type="checkbox"/> 公園・近隣施設など <input type="checkbox"/> 面会する親の自宅 <input type="checkbox"/> その都度協議 <input type="checkbox"/> ()	<input checked="" type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> () を通じて <input type="checkbox"/> その他 ()

その他特記事項

- ・毎週日曜日午前11時に△△公園で待ち合わせ。詳細については、メールで協議する。
- ・誕生日には、手紙などを添えたプレゼントを贈る。
- ・遠方への転勤など事情が変わった場合は、再度協議する。

子どもの養育について、以上のとおり合意します。

令和 5年 4月 1日

父

氏名	大津 一郎 大津 印	電話 (090-△△△△-□□□□) メール (.....@.....) 緊急連絡先 ()
住所	〒520- 大津市〇〇町3番1号	

母

氏名	大津 花子 花子 印	電話 (090-〇〇〇〇-△△□□) メール (.....@.....) 緊急連絡先 ()
住所	〒520- 大津市△△△一丁目3番2号	

離婚前後相談

大津市母子家庭等就業・自立支援センターでは、20歳未満のお子さんを養育していて離婚を考えている方もしくは離婚した方に対して、離婚や養育費などに関する悩み事や困り事についての解決方法などのアドバイスや弁護士や司法書士による法律相談、養育費確保に向けた支援などを行っています。



法律相談

※事前相談必須

養育費の確保や離婚に向けて相手との調整の中で、複雑な法律上の問題が生じた場合に、当センターの支援員による相談を通じて、弁護士や司法書士に無料で相談できます。

相談の日時：月曜日～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

養育費確保に向けた支援

※事前相談必須

ひとり親として子どもを育てていく上で、養育費を確実に受け取れるように、大津市では、事前に養育費に関する相談を受けており、支援が必要な方に対して、次の費用の補助を行っています。

1 養育費に関する公正証書等作成支援補助金

【対象となる経費】

- 公証人手数料令に定められた公証人手数料(養育費に関する部分のみ)
- 養育費を取り決めるための調停申立に要した収入印紙代、
戸籍謄本などの添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

【補助額】

対象経費の全額(上限3万円)



2 養育費保証契約促進補助金

【対象となる経費】

- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を結んだ際の初回保証料

【補助額】

対象経費の全額(上限5万円)

【ご相談・お問い合わせ】

大津市母子家庭等就業・自立支援センター（子育て支援給付課内）

TEL 522-0220

ひとり親支援と相談窓口



ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭のみなさんの生活、子育てを支援する主な制度を紹介します。
詳細については、それぞれの関連部署にお問い合わせください。

制度	概要	問い合わせ先
児童扶養手当	父母の離婚等により父親・母親と生計をともしない児童の母・父 または母・父にかわってその児童を養育している方、あるいは父・母が身体などに重度の障害がある児童の母・父に対して支給します。 ※所得制限等あり	
日常生活支援事業	残業やケガなどの一時的な理由で、子育てや家事のサポートが必要な場合に家庭生活支援員の派遣を受けられる制度	子育て支援給付課 ☎ 528-2686
貸付制度	ひとり親家庭等の方が就労や就学などで資金が必要となったときに貸付を受けられる制度です。 ※貸付を受けるには一定の要件と審査が必要です。 (貸付までに2~3か月かかりますので早めにご相談ください)	
就学援助費	市内国立公立小中学校に就学している、または4月入学予定の子どもがいる家庭で、経済的な理由により就学に必要な経費の負担が困難な保護者を対象に、学用品や給食費等の学校に必要な費用の援助を行っています。	学校教育課 ☎ 528-2967
医療費助成	医療保険各法の被保険者および被扶養者であるひとり親家庭の親と子に、医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。 ※所得制限等あり	保険年金課 ☎ 528-2653

<就労に関する支援>

制度	概要	問い合わせ先
就労相談	ひとり親家庭等の方が経済的に自立し、安定した生活が送れるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、求人情報の提供や就労相談、就業支援講習会などを行っています。	母子家庭等就業・自立支援センター (子育て支援給付課内) ☎ 522-0220
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、就労に役立つ資格(看護師、保育士、介護福祉士など)を取得するため、養成機関で半年以上のカリキュラムを修業する場合に、生活費の一部を支給します。 ※事前相談必要	
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就労に有利な資格を取得するために、教育訓練を受講する場合の受講料の一部を支給する給付金です。雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格を有している方は、教育訓練給付金の申請も併せて必要となります。 ※事前相談、講座指定が必要	子育て支援給付課 ☎ 528-2686
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭の親および子が、民間事業者等が実施する高卒認定試験合格のための講座を受講する場合の受講料の一部を支給する給付金です。 なお、高校へ通う学費は対象外となります。	





相談窓口



<大津市役所>

相談の種類	相談の内容	相談の日時	問合せ先
ひとり親家庭の悩み相談	ひとり親が抱える生活などの悩み相談	月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始除く)	子育て支援給付課 ☎ 528-2686
女性相談	女性の悩み相談 DV相談など		
子どもの虐待相談 子どもを含む家庭の相談	児童虐待に関することや18歳未満の子どもと家庭に関する相談など	月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始除く)	こども・子育て安心課 ☎ 528-2688
弁護士等による法律相談	ひとり親家庭や離婚前の養育費等に関する弁護士、司法書士による相談	【要事前相談】 月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始除く)	大津市母子家庭等就業・自立支援センター (子育て支援給付課内) ☎ 522-0220
	弁護士による相続や離婚、親権、養育費、金銭問題、借地借家問題などの相談	第1～第4水曜日 第1・第3金曜日 9時～12時 13時～16時	市民相談室 ☎ 528-2666 (要予約)
女性のための法律相談	女性弁護士による相続や離婚、親権、養育費、金銭問題、借地借家問題などに関する相談	第1・第3火曜日 13時～16時 第2・第4火曜日 9時～12時	市民相談室 ☎ 528-2666 (要予約)

<その他の機関>

機関	概要
滋賀弁護士会 	原則有料で法律相談を行っています。まずはお訊ねください。 予約電話番号:522-3238(月曜日～金曜日(年末年始を除く)9時～12時、13時～16時) 相談日時:月曜日～金曜日(年末年始を除く)9時30分～12時、13時30分～16時 (第2土曜日、第4日曜日可)
法テラス滋賀  法テラスHP	経済的に余裕のない方への無料の法律相談を行っています。まずはお訊ねください。 予約電話番号:050-3383-5454(月曜日～金曜日(年末年始を除く)9時～17時) 相談日時:毎週月曜日13時～16時 毎週木曜日10時から12時、13時～15時30分
養育費等相談支援センター 	養育費や親子交流の手続きについて、電話やメールによる相談を行っています。 法律相談ではありません。 電話相談:03-3980-4108 0120-965-419(携帯電話使用不可) 電話相談日時:月曜日・火曜日・木曜日・金曜日(年末年始を除く)10時～20時 水曜日(年末年始を除く)12時～22時 土曜日/祝日(年末年始を除く)10時～18時 メール相談 info@youikuhi.or.jp (迷惑メール拒否設定は解除しておいてください) ※相談から一週間程経過しても回答が届かない場合は、電話でお問合せください
公益社団法人家庭問題情報センター  FPIC HP	<大阪ファミリー相談室(FPIC:えふびっく)> 親子の面会交流の支援や家庭問題などの相談を行っています。(有料) 電話番号:06-6943-6783(月曜日～金曜日(年末年始、祝日を除く)10時～16時) 相談日時については、直接大阪ファミリー相談室にご相談ください。